系統利用に係わる情報取扱要領

2026年 4月 8日

四国電力送配電株式会社

系統利用に係わる情報取扱要領

目　　次

Ⅰ　総則
1　目　　的 ―― 1
2　適用範囲 ―― 1
3　用語の定義 ―― 1

Ⅱ　系統利用に係わる情報の公表および保護に関する取扱い
1　公表する情報項目 ―― 2
2　情報の公表窓口、公表の手段、対象者および時期 ―― 2
3　公表する系統ルールの決定および変更対応 ―― 2
4　開示請求への対応 ―― 2
5　情報提示要請への対応 ―― 2
6　情報公表にあたっての留意事項 ―― 2
7　保護すべき情報の考え方 ―― 2

Ⅲ　託送供給等に関する情報の取扱い
1　託送供給等に関する情報の適正な取扱い ―― 3
2　託送供給等に関する情報 ―― 3
3　伝達情報の限定 ―― 3
4　情報の伝達規制 ―― 3
5　名称の符号化 ―― 3
6　情報伝達の記録 ―― 3
7　電子情報の管理 ―― 3
8　書類の保管 ―― 3
9　情報取扱統括責任者等の設置 ―― 3

別表１　当社が公開する情報、窓口、手段、対象者および時期 ―― 5
別表２　当社が開示する情報、窓口、手段、対象者および時期 ―― 9
別表３　当社が提示する情報、窓口、手段、対象者および時期 ―― 10
別表４　保護すべき情報 ―― 11
別表５　託送供給等に関する情報 ―― 12
別表６　託送供給等業務遂行上の必要により伝達せざるを得ない情報 ―― 12

Ⅰ　総　　則

（目　　的）

1　この要領は、電力系統を利用するすべての事業者、発電者および需要者に対して公平性・透明性を確保するため、資源エネルギー庁の「系統情報の公表の考え方」、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の「業務規程」「送配電等業務指針」等と整合をとり、当社が有する系統利用に係わる情報（以下、「系統利用に係わる情報」という。）の公表および保護に関する取扱いを定めるとともに、「一般送配電事業における行為規制の遵守に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づいた託送供給等に関する情報の適正な取扱いについて定める。

（適用範囲）

2　この要領は、系統利用に係わる情報の公表、保護および託送供給等に関する情報の取扱いに適用する。

（用語の定義）

3　この要領で使用されている用語を次のとおり定義する。

ａ．「託送供給」とは、接続供給および振替供給をいう。

ｂ．「電力量調整供給」とは、発電側インバランス供給（発電量調整供給）および需要抑制側インバランス供給（需要抑制量調整供給）をいう。

ｃ．「託送供給等」とは、託送供給および電力量調整供給をいう。

ｄ．「電気供給事業者」とは、託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）をいう。

ｅ．「特定関係事業者」とは、次の者をいう。
① 四国電力株式会社（以下、四国電力という。）
② 四国電力の子会社のうち小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業を営む者
③ ②を実質的に支配しているもの

ｆ．「公開」とは、一般に公開されているウェブサイトや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。

ｇ．「開示」とは、秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定した上で情報を提供することをいう。

ｈ．「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上、個々に示して説明することをいう。

ｉ．「公表」とは、公開、開示および提示をいう。

ｊ．「運用申合書等」とは、接続供給、振替供給、発電量調整供給および需要抑制量調整供給の運用に関する申合書等、または発電設備の電力系統連系に係わる覚書等をいう。

ｋ．「基幹系統」とは、上位２電圧の送変電設備をいう（変圧器については、一次電圧により判断する）。

ｌ．「ローカル系統」とは、基幹系統および配電用変電所変圧器以下等の配電系統として扱う設備を除く送変電設備をいう。

Ⅱ　系統利用に係わる情報の公表および保護に関する取扱い

（公表する情報項目）

1　当社は、系統利用に係わる情報として、別表１、２、３に掲げる情報を公表する。

（情報の公表窓口、手段、対象者および時期）

2　系統利用に係わる情報の公表窓口、手段、対象者および時期は、別表１、２、３のとおりとする。

（公表する系統ルールの決定および変更対応）

3　当社は、公表する系統ルールについて決定または変更した場合、これを遅滞なく公表する。

（開示請求への対応）

4(1)　ネットワークサービスセンターは、「系統情報の公表の考え方（資源エネルギー庁）」に基づき、接続検討申込みをした開示請求者等から「電源に関する情報」の開示請求があった場合、保有している別表２の情報を開示請求者に開示する。

(2)　開示にあたっては、以下の対応を行う。

ａ．秘密保持契約の締結

ｂ．1開示につき1万円に消費税等相当額を加えた金額を手数料として開示請求者から申し受ける。

（情報提示要請への対応）

5(1)　当社は、別表３の②および③の情報について、電力系統を利用するまたは利用を予定している事業者から情報提示の要請があった場合、保有している情報を当該要請者に提示する。

(2)　提示にあたっては、原則として以下の措置を行う。

ａ．要請者の事前登録（身元の確認）

ｂ．目的の確認

(3)　当社は、漏洩した場合社会的影響の大きな情報等、特に重要な情報については、(2)の事項の確認に加え、以下の措置を行う。

ａ．秘密保持契約の締結

ｂ．その他必要な措置

（情報公表にあたっての留意事項）

6　当社は、情報の公表にあたって「（保護すべき情報の考え方）７」で定める事項に留意する。また、当社は、情報の提示を求める個々の要請について、5(2)(3)の措置を行っても提示できない場合は、その理由を要請者に説明する。

（保護すべき情報の考え方）

7　情報の公表に際しての保護すべき（原則公表しない）情報の考え方は、別表４のとおりとする。

Ⅲ　託送供給等に関する情報の取扱い

（託送供給等に関する情報の適正な取扱い）

1　電気供給事業者との情報連絡窓口であるネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所、ならびに託送供給等業務を行う各部署の役職員は、託送供給等に関する情報を適正に取扱わなければならない。

（託送供給等に関する情報）

2　規程第２条（７）に定める「託送供給等に関する情報」の詳細は別表５による。

（伝達情報の限定）

3　ネットワークサービスセンター等情報連絡窓口は、技術検討などに際し情報を関係部署に伝達する場合、必要情報に限定する。情報連絡窓口から情報の提供を受けた関係部署は、その後、提供された情報に基づき自ら入手した情報も含め、さらに他の関係部署へ情報を提供する必要がある場合、提供先、情報内容について精査・限定する。

（情報の伝達規制）

4　規程第８条第１項に定める託送供給等業務遂行上の必要により、託送供給等業務に従事しない役職員に伝達せざるを得ない情報、および規程第９条第２項に定める工事実施や系統運用等を行う上で、やむを得ない場合に特定関係事業者に伝達せざるを得ない情報とは、別表６の情報をいう。

（名称の符号化）

5　規程第９条第２項に定める名称を符号化する等の措置を講じない場合とは、供給設備の工事実施指示に係わるものや、設備等の停止計画、給電指令、系統事故連絡等系統運用に係わるもの等、託送供給等業務の確実な遂行のために必要不可欠な場合をいう。

　符号化した発電者名、需要者名については、契約申込以降で託送供給等業務を遂行する上で必要な情報を関係部署に伝達する場合に限り、符号化を解除することができる。

（情報伝達の記録）

6　託送供給等に関する情報を、特定関係事業者に伝達した際は、相手方、日付、情報の内容等を記録する。

（電子情報の管理）

7　託送供給等に関する検針データ等の電子情報へのアクセスについては、専用端末の設置やパスワード管理等により、託送供給等に関する料金調定および系統運用等の業務担当者に制限する。

（書類の保管）

8　託送供給等に関する書類等の保管については、施錠等を行う。

（情報取扱統括責任者等の設置）

9　託送供給等に関する情報の取扱いに関して、次のとおり情報取扱統括責任者、情報取扱現場統括責任者、情報取扱責任者および情報取扱管理者を置く。

　情報取扱統括責任者および情報取扱現場統括責任者は、担当する部署の情報管理に万全を期すため、情報取扱責任者に対して、規程およびこの要領に定める事項の遵守を指示する。

　情報取扱責任者は、部下に対して規程およびこの要領に定める事項の遵守を含め、託送供給等に関する情報の適正な取扱いについて、具体的な内容の指示や必要な措置を行うとともに、情報管理状況等を情報取扱統括責任者もしくは、情報取扱現場統括責任者に報告する。

　情報取扱管理者は、部下に対して規程およびこの要領に定める事項の遵守を含め、託送供給等に関する情報の適正な取扱いについて、具体的な内容の指示や必要な措置を行うとともに、情報管理状況等を情報取扱責任者に報告する。

ａ．情報取扱統括責任者
・託送供給等の情報を取扱う部署の部長［本社］

ｂ．情報取扱現場統括責任者
・支社長

ｃ．情報取扱責任者
・ネットワークサービスセンター所長、チームリーダー、契約センター長、契約センターチームリーダーおよび分室長
（ネットワークサービスセンターの各チームリーダーおよび契約センター長は、当該チームおよび契約センターにおける情報取扱責任者の職務を実施し、所長はネットワークサービスセンター全体を統括する。契約センターの各チームリーダーおよび分室長は当該チームおよび分室における情報取扱責任者の職務を実施し、契約センター長は契約センター全体を統括する。）
・系統運用部中央給電指令所長
・託送供給等の情報を取扱う部署のグループリーダー等[本社]
・託送供給等の情報を取扱う部署の部長[支社]
（支社の配電部長、業務部長は事業所の情報管理も統括する。）

ｄ．情報取扱管理者
・託送供給等に関する技術検討担当部署の長[支社]
・託送供給等に関する工事担当部署の長[支社]
・託送供給等に関する運用担当部署の長[支社]
・その他、情報の提供を受けた関係部署の長[支社]

別表１　当社が公開する情報、窓口、手段、対象者および時期

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
公開	①当社の系統ルール ａ．設備形成ルール ・送変電系統計画要領 ・配電設備計画指針 ｂ．系統アクセスルール ・系統アクセス検討指針 ｃ．系統運用ルール ・系統運用指針 ・電力設備の作業に伴う発電等制約量算定および通知に関する取扱い ・配電系統運用指針 ｄ．情報公表ルール ・系統利用に係わる情報取扱要領	ネットワークサービスセンター	当社社外向けホームページ	需要家を含むすべて	都　度
	②流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）	送変電部			
	③系統の予想潮流等に関する情報 ・系統の予想潮流等（※2）に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（基幹系統およびローカル系統）				
	④需給関連情報（需給予想） ・当社供給区域の需要電力 翌日・翌々日：翌日・翌々日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・当社供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日・翌々日：翌日・翌々日の供給電力 当日：当日の供給電力	中央給電指令所			翌日・翌々日：前日・前々日 18時頃 当日：当日9時頃
	⑤需給関連情報（電力使用状況） ・当社供給区域の需要電力の現在値 ・当社供給区域の当日および前日（※3）の需要実績カーブ ・当社供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻				都　度
	⑥需給関連情報（需給実績）（※4） ・当社供給区域の需要実績（30分値） ・当社供給区域の供給実績（電源種別、30分値）				
	⑦再生可能エネルギーの特例発電計画 ・想定方法 ・想定実績（想定値・実績値）	系統運用部			3か月ごと

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
公開	⑧再生可能エネルギー（※5）の出力制御の実施状況に関する情報（※6） a．需給バランスの制約 ・当社供給区域の再生可能エネルギーの出力制御が行われた日、時間帯、給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと）、出力制御の理由（「下げ調整力不足」等の要因）	中央給電指令所	当社社外向けホームページ	需要家を含むすべて	出力制御が行われた日の属する月の翌月
	b．送電容量の制約（前日見通し） ・混雑処理を行う見通しの系統 ・出力制御の見通し（再生可能エネルギーの「出力制御期間、最大出力制御量発生時刻、概算出力制御量、概算最大出力制御量」） ・予想混雑状況（運用容量、再生可能エネルギーによる混雑処理前の予想潮流）				再生可能エネルギーの出力制御予定日の前日夕方までに
	c．送電容量の制約（実績（速報）） ・混雑処理を行った系統 ・出力制御内容（再生可能エネルギーの出力制御期間、最大出力制御量発生時刻、概算出力制御量、概算最大出力制御量） ・混雑状況（運用容量、再生可能エネルギーによる混雑処理前の潮流）				再生可能エネルギーの出力制御を行った日の翌営業日
	⑨需要および送配電に関する情報（※7） ・地点別需要、系統潮流実績（変電所単位かつ1時間単位） ・系統構成、予想潮流（基幹系統およびローカル系統：想定潮流ガイドライン（※8）における検討断面） ・送電線・変圧器の投資・廃止計画（基幹系統：10年間、ローカル系統：レベニューキャップの事業計画（工事着工済み等）） ・送電線・変圧器の作業停止計画（基幹系統：年間計画2年分、過去計画1年分以上、ローカル系統：年間計画1年分、過去計画1年分以上） ・送変電設備のインピーダンス（ループ系統のみ）	中央給電指令所 送変電部			系統構成、予想潮流：1か月ごと その他：1年ごと

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
公開	⑩電源の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 ・発電設備等ごとに情報提供の対応状況を明示した送電系統図（発電設備等の名称は除く）	ネットワークサービスセンター	当社社外向けホームページ	需要家を含むすべて	１年ごと
	⑪電源接続案件一括検討プロセスの募集に関する情報 ・同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要 ・同プロセスの募集対象エリア ・電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件				都　度
	⑫混雑系統に関する情報（基幹系統およびローカル系統） ａ．速報 ・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時 ・概算出力制御量	中央給電指令所			混雑処理が発生した日の翌営業日までに(※9)
	ｂ．確報 ・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時 ・出力制御量 ・混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量）（ローカル系統を除く。）				混雑処理が発生した日が属する月の翌々月の末日までに
	ｃ．年度報（※10） ・出力制御回数 ・出力制御量 ・混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量）（ローカル系統を除く。）				混雑処理が発生した日が属する年度の翌年度の５月末日までに
	⑬短期的な系統混雑の予見性確保に資する情報 ・公開から１年先までに連系予定の電源の設備容量（※11）	送変電部 ネットワークサービスセンター			１年ごと
	⑭発電等設備の受付状況に関する情報（※12） ・エリアの電源種（太陽光発電、風力（陸上）発電、風力（洋上）発電、バイオマス発電、水力発電（揚水発電を除く。）、地熱発電、火力発電、系統用蓄電池（※13）、その他）毎の受付状況 ・エリアの太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電（揚水発電を除く。）、地熱発電の接続済の量のうちFIT 特例③（※14）の設備量割合	系統運用部 ネットワークサービスセンター			１か月ごと

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
公開	⑮需給バランスの制約による出力制御のシミュレーション精度向上のための情報（※15） ・接続済の太陽光発電および風力発電の出力制御区分（旧ルール事業者、新ルール事業者、無制限無補償ルール事業者）の内訳	系統運用部 ネットワークサービスセンター	当社社外向けホームページ	需要家を含むすべて	1か月ごと
	⑯特別高圧需要の受付状況に関する情報 ・エリアの前年度の最大需要実績 ・エリアの当年度に新規に連系となった特別高圧の需要の容量（※16） ・エリアの接続供給申込み受付中の特別高圧の需要の容量（※17）	送変電部 ネットワークサービスセンター	一般社団法人送配電網協議会のホームページ（※18）		四半期ごと

※1 最新の供給計画において記載されているものとする。
※2 予想潮流、空容量、回線数・変圧器台数、設備容量、運用容量値、運用容量制約要因、N-1 電制適用可否、N-1 電制適用可能量、平常時出力制御の可能性、平常時出力制御の可能性がある設備
※3 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。
※4 システム対応が整うまでの間は、1時間値を最低月1回の更新とし、システム対応後、火力発電に関しては、リアルタイムに近い時間軸では合算で公開、一定の期間経過後（1ヶ月後頃）に、燃料種別に公開を行う。ただし、燃料種別での公開が特定の発電所の需給実績となる場合を除く。
※5 再生可能エネルギーは、再生可能エネルギーのうち太陽光発電・風力発電を指す。
※6 公開する事項は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」（2012年6月18日 経済産業省令第46号）に準ずる。
※7 基幹系統およびローカル系統について公開する。変圧器の地点別の需要・系統潮流実績については、変圧器2次側母線単位で集約する。個別需要が分かる専用線等や電源が1ユニットのみ接続・運転している電源線の潮流については第三者情報に該当するため、近傍変電所と合わせる等措置を講じ、第三者情報を排除した上で公開する。
※8 「電源接続や設備形成の検討における前提条件（送配電等業務指針第 62 条）としての想定潮流の合理化の考え方について」
※9 ローカル系統の混雑情報は、システム対応以降、順次公開する。
※10 各系統の年度合計値
※11 系統混雑の中長期見通しで混雑対象となったローカル系統（放射状系統）が対象。
高低圧電源については、系統混雑の中長期見通しの算定方法と同様の方法で算出。
特別高圧電源については、対象年度に運開予定の申込み済み、かつ未連系の電源（運開予定日を過ぎて連系していない電源も含む）を公開。
混雑対象設備およびその下位系統の送電線、変電所に連系予定の電源を電源種毎（太陽光、その他）に集約して公開。
※12 接続検討受付の件数・容量、接続契約申込受付の件数・容量、接続済の件数・容量の合計量。ただし、太陽光発電は 10kW 未満と 10kW 以上に区分する。なお、過去情報についても継続して公開する。
※13 系統に単独で直接接続する蓄電システム
※14 送配電買取による FIT インバランス特例制度
※15 FIT と FIT 以外に区分し、オフライン制御（手動制御）オンライン制御（自動制御）毎の件数、合計容量を公開する。
※16 年度ごとの新規に連系となった特別高圧の需要の容量は年度ごとにリセットされる。
※17 当年度を含めた5年度分を公開（事業者が特定される可能性があるもの等を除く。）
※18 各一般送配電事業者の提出データを元に一般社団法人送配電網協議会が公開を行う。

別表２　当社が開示する情報、窓口、手段、対象者および時期

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
開示	①発電出力実績に関する情報 （※1）（※2）（※3） ・発電出力および放電出力実績：発電設備等ごとに1時間ごと（発電所および蓄電所名、系統構成とセット） ・電源種 ・発電設備等単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度 ・発電所又は蓄電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気の温度制約）	ネットワークサービスセンター	当社の定める秘密保持契約を開示請求者（※4）と締結のうえ開示	(1)高圧以上の接続検討申込済みの系統連系希望者、低圧（容量10kW以上）の系統連系希望者（※5）、または既連系発電設備等設置者(容量10kW以上) (2)学術・公益的な目的での開示希望者（※6）（※7） (3)再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者（※8）	都　度 (年度ごと)
	②電源の新設・停止・廃止計画に関する情報（※1）（※3） ・電源の新設・停止・廃止計画				

※1 基幹系統またはローカル系統に接続する電源を対象とする。配電用変電所以下に接続する電源については、電源種別ごと（太陽光発電、風力発電、その他電源等）の容量の合計値とする。

※2 対象期間は、過去１年度分とする。

※3 系統連系希望者による開示請求のタイミングは、運転開始前（接続検討申込済）：１回、運転開始前（契約申込済）：毎年度１回、運転開始後：毎年度１回までとする。
学術および公益的な目的での開示希望者による開示請求のタイミングは、検証等が必要となった都度：１回とする。
再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者による開示請求のタイミングは、公募への参加時：１回とする。

※4 １開示につき１万円に消費税等を加えた金額を手数料として開示請求者から申し受ける。

※5 電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書(高圧)」の様式3～様式5の8の提出を条件とする。ただし、様式３および４については、仕様書など設備の仕様・出力・台数が分かる書類およびＪＥＴ等の認証があるＰＣＳを設置する場合は認証証明書の写しの提出により代替することができる。

※6 学術研究を目的とする機関若しくは団体（国立大学法人、私立大学（学校法人）、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」）又はそれらに属する者（国立大学法人・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等）であること、かつ、学術研究の用（例：エリア電源運用最適化シミュレーションモデルの研究開発）に供する目的で開示情報を取り扱うことを条件とする。
公益的な目的での開示請求を行う場合は、国や電力広域的運営推進機関の審議会等で検証等が必要となり、国や電力広域的運営推進機関からの要請等を受け検証等を行う者であることを条件とする。

※7 学術や公益的な目的においても、秘密保持契約を締結のうえ、利用者・利用目的を限定したうえの開示であり、研究成果等の公表により情報提供者へ損害を生じさせた場合の責は、公表した開示請求者が負う。

※8 再エネ海域利用法に基づく公募への参加予定者が開示請求を行う場合は、公募への参加の蓋然性が高い書類の提出を条件とする。

別表３　当社が提示する情報、窓口、手段、対象者および時期

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
提示	①流通設備の故障状況（設備名、発生時刻、原因、復旧状況等）	運用申合書等を締結している場合は記載されている箇所、締結していない場合は最寄りの事業所	電話等での問合せに応じ個別に示し説明	要請者	都　度
	②特別高圧の系統情報 ・地内系統の送電系統図(送電線、変圧器容量を含む) ・地内系統潮流図（予想および実績) ・地内系統の設備停止計画（計画および実績) ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等のインピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画 ・地内系統の作業停止計画（計画および実績) ・地内系統の停電実績	ネットワークサービスセンター（※1)	当社内での閲覧（※2）または問合せに応じ個別に示し説明	(1) 当社供給区域内に発電設備等または需要設備の系統接続を検討している要請者 (2) 配電事業を営もうとするもの	
	③高圧の系統情報 ・配電系統図(配電線、変圧器の容量を含む) ・配電線の潮流（予想および実績) ・配電線の設備定数（配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・配電線の配電設備計画 ・配電線の停電実績				

※1 アクセス検討の窓口等に準ずる。

※2 発電設備および需要設備の系統接続を検討している要請者の希望連系点付近または配電事業を営もうとする者がその事業を検討する範囲（関連する特別高圧の地内系統の情報を含む。）の送電系統図または配電系統図を提示(閲覧)

別表４　保護すべき情報

① 第三者情報

第三者とは、当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいい、公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの

ａ．個々の事業者の事業状況
- 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- 燃料調達・消費状況
- 需要動向（分布）、需要実績
- 売上情報等競争に影響を与える情報　等

ｂ．私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報
- 契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況等

② 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

［重要施設の例］
- 重要官公庁：　皇居、国会議事堂、裁判所、首相官邸、外国公館、官公庁舎、刑務所、地方自治体会議施設、警察署、消防署
- 上下水道　：　浄水場、給水場、下水処理場、排水場
- ガス供給　：　製造所、供給所、貯蔵所、整圧所
- 病院等　　：　国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院
- 交通施設　：　高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、鉄道運行用変電所
- 原子力関連施設の所内電源供給地点
- 情報通信　：　主要な電気通信事業者施設
- 金融機関　：　主要な金融機関、金融商品取引所
- その他社会的影響が懸念される施設：電気事業者の給電所・制御所、報道機関、高層ビル、地下街、自衛隊施設、米軍施設

別表５　託送供給等に関する情報

託送供給等に関する情報とは、以下の情報のうち、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

情　報　項　目
① 電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）および電源開発の状況 ・電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 ・個別電源毎の想定休廃止時期 ・個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 ・契約情報（発電者情報、契約電力、受電地点、発電・受電電力量、発電設備情報等）
② 電気供給事業者の電源運用計画、出力配分および作業条件等 ・電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等） ・発電機出力分配、発電機運転状態 ・電源作業条件、制約条件 ・託送供給等の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）
③ 電気供給事業者の電気の需要者の需要動向・需要実績等 ・需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家およびその規模の分布等） ・需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等） ・託送供給等の状況（託送電力量等） ・契約情報（需要者情報、契約電力、契約容量、契約種別、負荷設備情報等）
④ 当社の送配電設備に関する設備計画
⑤ その他上記項目に類する情報

別表６　託送供給等業務遂行上の必要により伝達せざるを得ない情報

情　報　項　目
① 連系工事の検討・実施に際して、用地・資材業務上必要な情報
② 託送料金等の授受に際して、経理業務上必要な情報
③ 事故時の迅速な復旧に対応するために必要な情報
④ 託送収支の算定、流通対応需要想定等の年度計画策定等に必要な情報
⑤ その他、電気供給事業者から伝達の承諾を得た情報